

たかしんリフォームプラン／たかしんリフォーム プランプライム

※リピートプランは2023年4月3日に「たかしんリフォームプランプライム」に名称変更いたしました。
空き家解体費用にご利用される場合は【空き家特例】をご覧ください。

2023年4月3日 現在適用中

1. 商品名	たかしんリフォームプラン／たかしんリフォームプランプライム
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①～④の全ての要件を満たす方 ①当金庫の営業地区内に居住又は勤務する方 ②申込時年齢が満20歳以上の方 ③安定継続した収入のある方 ④一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けることのできる方 <p>【たかしんリフォームプランプライムがご利用いただける方】 上記①～④に該当する方で、当金庫の対象ローンの利用条件を満たしている方</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ご本人が居住、もしくはその家族が所有している自宅、またはその家族が居住しご本人が所有している自宅にかかる以下の①～④の資金 ①リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ② ①を資金使途とする資金の借換（当金庫も含む） ③リフォームを行う物件の取得資金の借換資金（当金庫も含む） ※①または②と合わせた申込みに限る ④リフォームに付随して必要となるインテリアや家電製品購入資金 ※①と合わせた申込みで100万円以内
4. ご融資限度額	・1,000万円以内
5. ご融資期間	・3ヶ月以上15年以内
6. ご融資利率	・変動金利（お取引に応じて金利優遇があります）
7. 変動金利型のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ご融資後の金利につきましては、4月1日および10月1日現在の当金庫の住宅ローンプライムレートを基準として年2回見直しを行います。 （4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年1月返済分から適用されます）
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元金均等・元利均等毎月返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内） ※ご融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとのボーナス返済併用可
9. 担保・連帯保証人	・担保・連帯保証人ともに必要ありません
10. 保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
11. 保証料	・ご融資利率に含みます
12. ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ①本人確認書類 運転免許証 （取得していない場合は、健康保険証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード・運転経歴証明書等） ②年収確認書類（ご融資金額100万円以内の方は不要） ③見積書、注文書、請求書等 ④対象となる建物の全部事項証明書 ⑤住宅ローンの借換資金を含む場合は、借換対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 ⑥支払済資金の場合は、領収書、通帳等
13. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページをご覧ください
14. 苦情処理措置	<p>【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当（電話：0120-06-1152 9:00～17:00）にお申し出下さい。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825 9:00～12:00/13:00～17:00）にお申出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）</p>

23. たかしんリフォームプラン／たかしんリフォームプランプライム

※リピートプランは2023年4月3日に「たかしんリフォームプランプライム」に名称変更いたしました。
空き家解体費用にご利用される場合は別添の【空き家特例】をご覧ください。

2023年4月3日 現在適用中

14. 苦情処理措置	②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい。
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・お申込に際しては、審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。・ご返済の途中で繰上返済等返済条件を変更された場合には、「各種手数料のご案内」記載の事務手数料をお支払いいただきます。・現在のご融資利率や返済額の試算につきましては、融資担当者までお気軽にお問合わせください。

【空き家特例】たかしんリフォームプラン／たかしん リフォームプランプライム

こちらの商品説明書はたかしんリフォームプラン/たかしんリフォームプランプライムのうち空き家特例の部分について記載したものです。

2023年4月3日 現在適用中

1. 商品名	【空き家特例】たかしんリフォームプラン/たかしんリフォームプランプライム
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①～④の全ての要件を満たす方 ①当金庫の営業地区内に居住又は勤務する方 ②申込時年齢が満20歳以上の方 ③安定継続した収入のある方 ④一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けることのできる方 <p>【たかしんリフォームプランプライムがご利用いただける方】 上記①～④に該当する方で、当金庫の対象ローンの利用条件を満たしている方</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む） ② ①を資金使途とするローン（無担保）の借換（当金庫も含む） <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ご本人またはその親族が所有する建物であること 事業専用で使用していた建物ではないこと
4. ご融資限度額	・500万円以内
5. ご融資期間	・3ヶ月以上15年以内
6. ご融資利率	・変動金利
7. 変動金利型のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ご融資後の金利につきましては、4月1日および10月1日現在の当金庫の住宅ローンプライムレートを基準として年2回見直しを行います。 （4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年1月返済分から適用されます）
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元金均等・元利均等毎月返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内） ※ご融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとのボーナス返済併用可
9. 担保・連帯保証人	・担保・連帯保証人ともに必要ありません
10. 保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
11. 保証料	・ご融資利率に含みます
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> 空き家解体費用は、支払先口座にお振込していただきます 解体工事着工前にお申込みください。また融資実行は工事完了後となります
13. ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ①本人確認書類 運転免許証 （取得していない場合は、健康保険証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード・運転経歴証明書等） ②年収確認書類（ご融資金額100万円以内の方は不要） ③見積書、注文書、請求書等 ④対象となる建物の全部事項証明書
14. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページをご覧ください
15. 苦情処理措置	<p>【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当（電話：0120-06-1152 9:00～17:00）にお申し出下さい。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031 9:30～12:00/13:00～15:00）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588 10:00～12:00/13:00～16:00）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249 9:30～12:00/13:00～17:00）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825 9:00～12:00/13:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい。</p>
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> お申込に際しては、審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ご返済の途中で繰上返済等返済条件を変更された場合には、「各種手数料のご案内」記載の事務手数料をお支払いいただきます。 現在のご融資利率や返済額の試算につきましては、融資担当者までお気軽にお問い合わせください。